第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の二十六第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の二十六第三項第四号
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項
第三条の八第六号	登録海技免許講習管理者	特定操縦免許講習管理者
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十二

（履歴限定、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除等）

第七十条　履歴限定を受けた者であつて、その履歴限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第六十六条第三号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前条第一号の限定（以下「設備等限定」という。）を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（第四項及び第百四十四条第四項において「設備等限定の解除等」という。）を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（設備等限定及び特定漁船能力限定の解除）

第七十条　前条第一号の規定による限定（以下「設備等限定」という。）を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（以下「設備等限定の解除」という。）を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前条第二号の規定による限定（以下「特定漁船能力限定」という。）を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。